

## 令和元年台風第15号，第19号に関する 全国知事会緊急広域災害対策本部の設置について

台風第15号並びに台風第19号により亡くなられた皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

全国知事会では、これまで「災害対策都道府県連絡本部」を設置し、台風第15号による被害への支援を行ってききましたが、このたびの台風第19号による甚大な災害に対応するため、本日午前10時に、「台風第15号，第19号に関する全国知事会緊急広域災害対策本部」を設置し、第1回本部会議を開催しました。

先月、千葉県を中心に被害をもたらした台風第15号に対しては、全国知事会として、これまでに千葉県内の6市1町に1都7県から約2,400名の応援職員を派遣し、支援しているところです。

このたびの台風第19号においては、12日から13日にかけて中部、関東甲信越、東北の1都12県に大雨特別警報が発表され、極めて広範囲に土砂災害や河川の氾濫などの被害が今後さらに拡大することが見込まれます。

そこで、今回、全国知事会としての支援体制をさらに強化するため、私、全国知事会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の黒岩神奈川県知事を副本部長する、「緊急広域災害対策本部」を設置することとし、以下三点を指示しました。

- ① 非常に激しい台風であったため、広範囲に被害が広がっていることから、それぞれの被災者のニーズをしっかりと把握すること。
- ② そのニーズを踏まえて、迅速な対応を行うこと。
- ③ 「緊急広域災害対策本部」のもと、全国知事会が一丸となって、被災者の皆様への支援、被災自治体への支援に全力で取り組むこと。

令和元年10月14日

緊急広域災害対策本部 本部長  
(全国知事会会長)

飯泉 嘉門